

平成31年3月

CYBER通信

平成30年度 第22号



不正指令電磁的記録に関する罪(ウイルス罪) 相談対応マニュアル

本資料は、生活安全部掲示板の
「生活安全捜査課」→「サイバー犯罪関係」
→「CYBER通信」→「平成30年度」
にも掲出しています。

**生活安全部生活安全捜査課
サイバー犯罪対策室**

取扱注意

平成31年3月

**不正指令電磁的記録に関する罪
(ウイルス罪)
相談対応マニュアル**

**生活安全部生活安全捜査課
サイバー犯罪対策室**

目 次

　　ウイルス罪に関する相談受理と検査のフロー ······ 1

第1　ウイルス罪に係る相談受理の基本

- 1　ウイルス罪に係る相談受理の重要性 ······ 2
- 2　ウイルス罪とは ······ 2

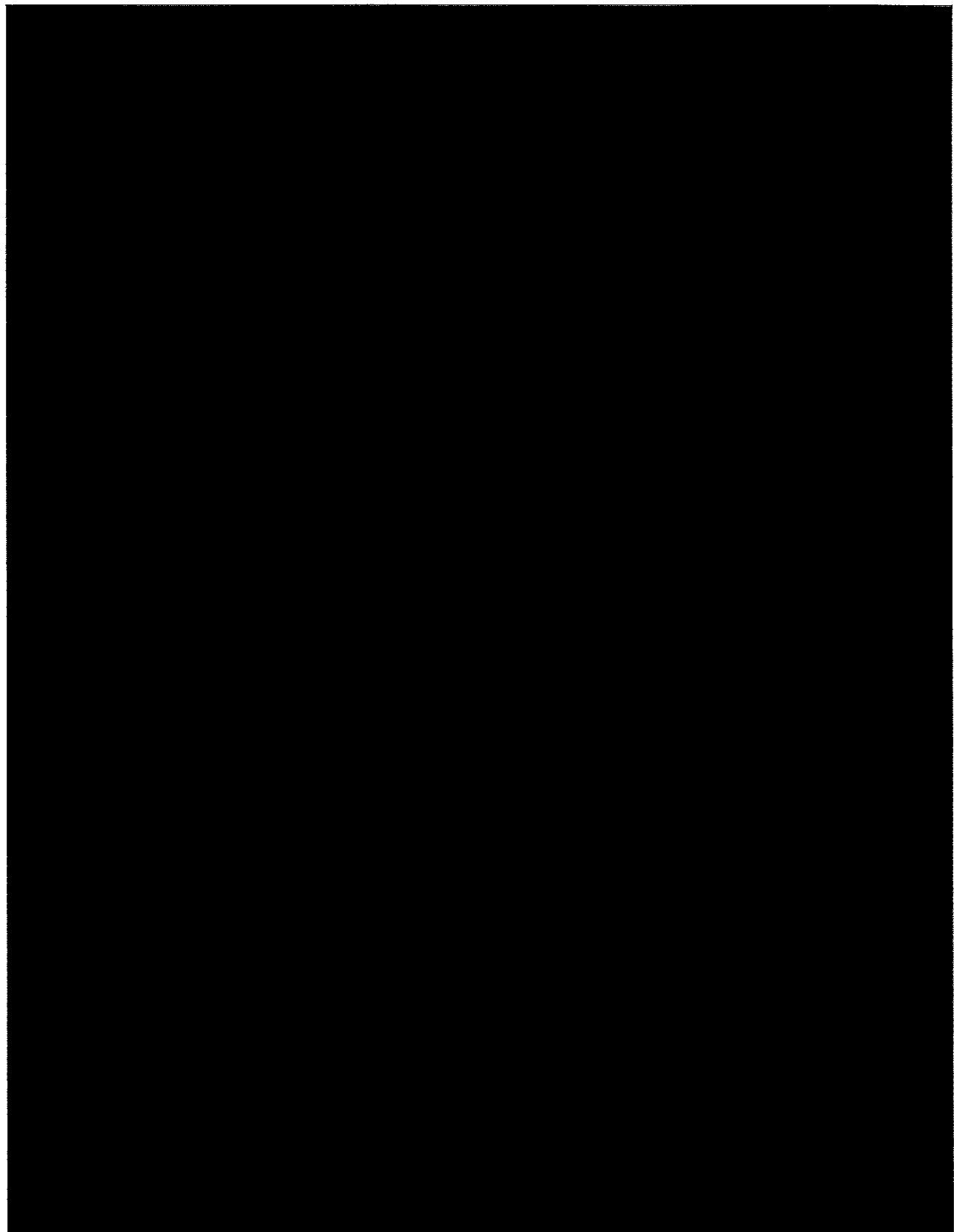
第2　ウイルス罪に関する相談を受理する際の心構え

- 1　基本方針 ······ 4
- 2　具体的対応 ······ 4
- 3　ウイルス罪相談対応票の活用 ······ 5
- 4　注意事項(言葉遣いについて) ······ 6

　　様式 1「ウイルス罪相談対応票」 ······ 7

　　様式 2「ウイルス罪事件化検討票」 ······ 7

ウイルス罪に関する相談受理と捜査のフロー



第1 不正指令電磁的記録に関する罪（以下「ウイルス罪」という。）に係る相談受理の基本

1 ウイルス罪に係る相談対応の重要性

コンピュータ・ウイルス（以下「ウイルス」という。）は、コンピュータの使用者の意図とは無関係な動作をさせて使用者の不安を煽るだけではなく、個人情報をインターネット上に流出させたり、コンピュータのデータを損壊させるなどコンピュータの安全な使用を害するものである。近年、インターネットバンキングに係る不正送金、仮想通貨の不正送信、クレジットカード情報の不正流出等、ウイルスによりサイバー空間の安全が脅かされる事案が多発し、大きな社会問題となっている。警察では、警察安全相談等において広く情報を収集し、ウイルス作成者等を積極的に検挙することにより、ウイルスによる被害を防止していく必要がある。

2 ウイルス罪とは

(1) ウイルスの作成、提供を処罰

第168条の2第1項 正当な理由がないのに^①、人の電子計算機における実行の用に供する目的^②で、次に掲げる電磁的記録その他の記録を作成し、又は提供した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 人が電子計算機を使用するに際してその意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に反する動作をさせるべき不正な指令を与える電磁的記録^③
- 二 前号に掲げるもののほか、同号の不正な指令を記述した電磁的記録その他の記録^④

（解説）①コンピュータの使用者の了解を得ていないなど正当な目的による行為ではなく、②その使用者の意図とは無関係に、勝手に実行されるようとする目的で、③ウイルスや④そのままでコンピュータで実行できないウイルスのプログラム（ソースコード）を作成、提供した行為を罰する。

(2) ウイルスの供用を処罰

第168条の2第2項 正当な理由がないのに^①、前項第一号に掲げる電磁的記録^②を人の電子計算機における実行の用に供した^③者も、同項と同様とする。

第168条の2第3項 前項の罪の未遂^④は、罰する。

（解説）①コンピュータの使用者の了解を得ていないなど正当な目的による行為ではなく、②ウイルスを③その使用者の意図とは無関係に、勝手に実行される状態にした場合や、④その状態にしようとした行為を罰する。

(3) ウィルスの取得、保管を処罰

第168条の3 正当な理由がないのに^①、前条第一項の目的^②で、同項各号に掲げる電磁的記録その他の記録^③を取得し、又は保管した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

(解説) ①コンピュータの使用者の了解を得ていないなど正当な目的による行為ではなく、②その使用者の意図とは無関係に、ウィルスが勝手に実行されるようにする目的で、③ウィルスやソースコードを取得、保管した行為を罰する。

第2 ウィルス罪に関する相談を受理する際の心構え

1 基本方針

「パソコンの調子がおかしい」、「メールを開いたらウィルスに感染した」、「パソコンのウィルス対策ソフトが反応した」などウィルス罪に関する相談は、相談者の知識に応じて、様々な形で寄せられることが予想される。

相談受理時に、相談内容がウイルス（罪）に当たるか判断することは困難であることから、「これは事件にならない」等の安易な言動は避け、原則として上記の相談については全て「コンピュータ・ウィルスによる被害に関する相談」として対応し、「ウイルス罪相談対応票」を作成する。



2 具体的対応

(1) 相談者にウイルス罪について説明する

ウイルス罪は、一般的なコンピュータに対する信頼という社会的法益を害する罪である。

- ・ウイルスを作成した者、ウイルスを提供した者を処罰する罪である。
- ・個々のコンピュータ所有者から被害届を徴収するものではない。

（例）わいせつ罪（刑法第175条）が、性秩序や健全な性的風俗を保護法益としており、被害届を徴収しないのと同じ考え方。

（対応例）

「ウイルス罪」とは、いわゆるコンピュータ・ウイルスを作った者や提供した者を取り締まる法律で、法律が守ろうとするのは、コンピュータに対する信頼です。警察では、ウイルスに感染した方からの相談等を受けて捜査を始めますが、ウイルスに感染した個々の方から被害届を取るものではありません。

(2) サイバー犯罪の特性について説明する

サイバー犯罪は匿名性が高く犯人を特定できない場合や、資料が滅失し犯人の特定に辿りつけない場合がある。

（対応例）

インターネットは、匿名で利用できるサービスもあり、誰がサービスを利用したのかわからない場合もあります。また、コンピュータやサーバに残された痕跡も簡単に消すことができるので、犯人に辿りつく証拠が残っていない場合もあります。

(3) パソコン等の提出、現状での保管等について協力を求める

今後、パソコン等を解析のために提出することが可能か、提出が可能な場合、事件担当課から連絡があるまで、パソコン等を現状で保管することが可能か、また、供述調書を作成する場合があることについて協力を求める。

パソコン等の提出について、否定的であった場合は、ウイルス罪を事件化するためにには、パソコン等の解析が必要不可欠であることを丁寧に説明し、あくまでも任意の協力という形で要請する（パソコンの提出を渋る相談者に対し、「パソコンを提出しないなら捜査できない」というように、提出を強要しない。）。

（対応例）

ウイルスを特定し感染経路を検査するため、パソコンを解析する場合、パソコンを数日間、預からせていただけますか？

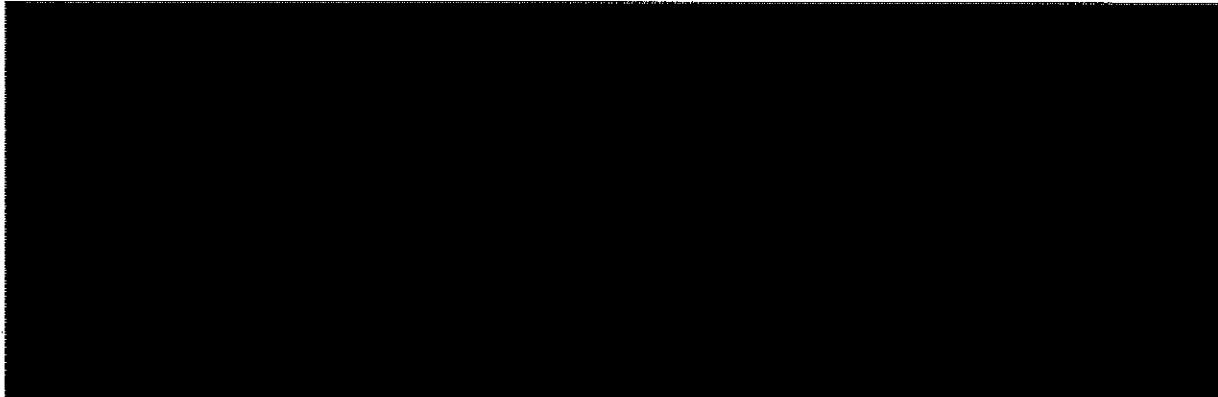
（承諾の場合）

後日、解析の日程等について担当者から連絡させていただきます。

※ 証拠品の解析について

ウイルス罪を事件化するに当たっては、パソコン等の解析は不可欠であるが、相談者がパソコン等の提出を承諾することが前提である。 [REDACTED]

(4) 関連した犯罪についても聴取する



(5) 再被害防止策を教示する

ウイルス感染の原因となった行為（特定サイトへの接続、不審なメールの開封等）をしないこと、最新のウイルス対策ソフトをインストールすることなどを教示する。

（対応例）

ウイルスに感染したサイトには接続しないようにしてください。

身に覚えのないメールは開かないようにしてください。

最新のウイルス対策ソフトに更新してください。

3 ウィルス罪相談対応票の活用

ウイルス罪相談対応票は、相談の傾向を分析し、最新のウイルスに関する流通状況等を適正に把握するとともに、防犯対策、検査対象の選定等のために活用するも

のであることから、実態を正確に記載するよう努める。

4 注意事項（言葉遣い等について）

(1) 事情聴取のため、相談者に何度も出頭を求めることがないようにする。

×「詳しいところはわからないので、また、後日来てください。」

→○「相談内容について、後日、捜査担当者から質問させていただくことがあります。」

(2) 相談者の心情に配意し、警察への信頼を損なうことのないよう真摯に対応する。

×「ネット犯罪は犯人を特定するのが難しいから警察に届けるよりメーカーで修理してもらった方がいい。」

→○「警察では犯人特定のために捜査をします。パソコンの修理はメーカー等にお問い合わせください。」

(3) 相談者に対し任意の協力を求める場合、強要することの無いよう配意する。

×「正式に受理するとパソコンを当分預かることになるが、それでもいいか」

→○「解析のためパソコンをしばらく預からせていただけますか。」

ウイルス罪相談対応票

ウイルス罪事件化検討票

